

空き家情報バンク利用登録者のみなさまへ 令和5年度からの空き家情報バンクについて

1 物件取引時に宅建業者による仲介が必須

令和5年4月1日以降、すべての登録物件について協力協会員（福知山市内に事業所を有する宅建業者）等が空き家情報バンクの物件取引の仲介を行います。【必須】

2 農地の取得条件の変更

空き家に付属する1,000㎡未満の農地に関しては、これまで特例措置として取得の条件を緩和していましたが、農地法の一部改正により、令和5年4月1日以降は面積に関らず農地法第3条の規定により手続きを行う必要があります。

手続きについての詳細は本市農業委員会へお問い合わせください。

福知山市農業委員会：0773-23-6537

3 令和5年度の補助制度

令和5年度から、福知山市農山村地域空き家改修費補助金の補助対象者及び補助限度額が変更となります。

また、福知山市農山村地域空き家情報バンク契約仲介手数料支援補助金は廃止となります。

裏面に令和5年4月以降の補助制度の一覧を掲載しておりますので、そちらも併せてご確認ください。

令和5年度空き家情報バンク補助制度

		農山村地域空き家制度 (空き家情報バンク全域で利用可能)		移住促進事業 (移住特区のみで利用可)	
改修補助金	補助対象者	① 市外在住で空き家を取得又は賃借した利用登録者 (本市に転入して1年未満の者を含む) ② 市内(移住特区以外の区域)在住で移住特区に登録された空き家を取得又は賃借した利用登録者 ③ 上記①、②の者と成約に至った物件登録者 <u>(利用登録者が契約後1年以内に住民票を異動する場合のみ対象)</u> 上記①～③のいずれかで、かつ5年以上継続して利用する意思のある利用登録者 又は 5年以上貸し付ける意思のある物件登録者		市外から移住し、移住特区に登録された空き家を取得又は賃借する利用登録者 (その登録空家に10年以上居住し、住所を有する又は有する予定が確実な方)	
	補助額	<u>契約した利用登録者が 契約後1年以内に 住民票を異動する場合</u>	<u>契約した利用登録者が 契約後1年以内に 住民票を異動しない場合</u>	上限180万円 (対象経費の全額)	
	<u>上限100万円 (対象経費の2分の1)</u>	<u>上限50万円 (対象経費の2分の1)</u>			
清掃費等支援補助金	補助対象者	空き家情報バンクを通じて成約に至った物件登録者 又は利用登録者(改修補助金と同じ)		移住特区に登録された空き家が成約に至った物件登録者	
	補助額	上限10万円 (対象経費の2分の1)		上限10万円 (対象経費の全額)	

4

基本的人権の尊重～身元調査お断り運動～

本市では基本的人権の尊重の観点から、身元調査お断り運動を推進しています。ところが残念ながら、結婚や就職、引っ越しなどの際に福知山市の同和地区の所在を問い合わせるという事案がたびたび発生しており、令和4年度においても同様の事案がありました。同和地区の所在を問い合わせることは部落差別につながる行為であり、本市ではそのような問い合わせに対して一切お答えすることはありません。

また、近年では外国籍の方の利用希望登録も増加傾向にあります。移住する方も受け入れる地域においても、お互いの文化の違いや価値観を尊重しつつ、誰もがその人らしく暮らせるように、同和問題など様々な人権問題に対する理解を深めていただくとともに、本施策へのご協力をよろしくお願いします。